

## 保健所の土地・建物等について

### 1 概要

吹田保健所が設置されている土地は全体で5筆あり、内訳として大阪府が4筆（健康医療部3筆、福祉部1筆）、市が1筆をそれぞれ所有しています。また、建物については全て大阪府の所有となります。

#### <土地の現状>

所有者	面積	持分比率
大阪府健康医療部（吹田保健所）	1,529.36 m <sup>2</sup>	51%
大阪府福祉部（吹田子ども家庭センター）	336.00 m <sup>2</sup>	11%
吹田市	1,134.63 m <sup>2</sup>	38%
計	2,999.99 m <sup>2</sup>	—

#### <建物の現状>

鉄筋コンクリート造 地上3階地下1階建 昭和63年(1988年)建築

所有者	面積	持分比率
大阪府健康医療部（吹田保健所：1、2階部分）	1,534.90 m <sup>2</sup>	71%
大阪府福祉部（吹田子ども家庭センター：3階部分）	612.32 m <sup>2</sup>	29%
共有部分	786.31 m <sup>2</sup>	(持分で案分)
計	2,933.53 m <sup>2</sup>	—

※ 付属棟（車庫、犬舎等）… 180.85 m<sup>2</sup>（大阪府健康医療部所管）

### 2 譲渡に係る府の考え方

府有財産の取扱については、原則有償譲渡となりますが、中核市移行の場合は、府の「財産の交換、譲渡及び貸付け等に関する条例」第3条（普通財産の譲渡）において、無償譲渡の対象となっています。ただし、内規上10年間は用途変更ができません。

### 3 子ども家庭センターについて

平成28年児童福祉法等の一部を改正する法律の公布により、児童福祉司等の配置基準が見直され、平成30年度(2018年度)から5年間で16人の増員が計画されています。

しかしながら、現在の事務室（3階）は手狭であり増員分を収容できないため、新たな執務スペースの確保が必要となることから、現在の保健所（1、2階）の一部提供を打診されています。仮に、それが不可能な場合は、他施設への移転を検討されることとなります。

### 4 今後の方向性

- (1) 大阪府健康医療部所管の土地・建物については、府条例に基づき、無償譲渡で協議を進めています。なお、先行市では現状有姿で無償譲渡されていますが、建物の譲渡に当たっては、改修や修繕等が必要な部分について、事前の対応を要望しています。
- (2) 子ども家庭センターの拡張については、これまで同センターが市内にある利点を活かし、児童虐待等様々な事案に対し、密な連携のもと迅速かつ適切な対応を行っていることから、他市への転出は大きな損失と考えています。したがって、市保健所の機能の確保を前提に、増員分の執務スペースの提供について協力する方向で協議を行います。
- (3) 現在吹田保健所で使用している業務に必要な備品・設備等については、原則無償譲渡で協議を行っています。今後府から提供される一覧表により内容を精査し、不要な物品については府での処分を依頼しています。